Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド PATWORLD

WENPING Since 1949

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 185 2017年11月13日

EUにおける商標「BREXIT」の登録許可

英国の飲料会社(Brexit Drinks Ltd)は「BREXIT」の語に関するEU商標出願の登録が許可された。本件は、欧州連合知的財産庁(EUIPO)が当該商標を記述的で公序良俗に反するとの理由で拒絶し、EUIPO の審判部に審判が請求されたため、出願登録手続きが中断していた事件である。

「BREXIT」は記述的か？

第一にEUIPOの審査官は当該語がEUを離脱する英国を言及するものでEUの公衆によく知られた語であるとみなした。その結果、該語は記述的であり商品の出所を明らかに示す商標としては機能しないと結論づけた。

「BREXIT」は公序良俗に反するか？

第二に審査官は、当該商標が登録されれば、平均的な EU の消費者は該語を”現代ヨーロッパ史における大きな推進力としての「BREXIT」の重要性を軽視する試み”を表すものとみなし、公序良俗に反すると主張した。

審判部の決定

審判部は審査官の結論に同意しなかった。審査官による公序良俗違反の理由は悪趣味、良俗又は個人感情に対する攻撃に関するものではない。審判部は「BREXIT」には”いかなる道徳的な意味合い”もないと結論した。

Inserted Text is here.

更に一般的には商標がある公衆の気分を害したとしても、それが登録を拒絶する理由にはならない。審判部はまた当該商標が栄養飲料及び醸造製品等をカバーし、それらの商品に関する情報に言及しなかったので記述的であるとの審査官の主張も拒絶した。審判部は当該語が全く造語であるとの見解である。

審判部は「BREXIT」はリスボン条約と英国憲法に従った主権国家の政治的決定を具体化したものであり、”いかなる道徳的意味合い”もないと述べている。審判部はまたその思想が特定の公衆の気分を害する可能性があるとしても商標登録を拒絶することはできないと判断した。これは正しい結果であると思われるが、EUIPO が「BREXIT」の語を含む商標の登録を初めて認めたものである。その他の多数の出願は上記の第一審と同じ理由で恐らく拒絶されるか又は取り下げられている。しかしながら、例えば「BREXIT NAVIGATOR」のような多数の係属出願が存在する。本決定は異なる商品及び役務に関する「BREXIT」の新たな出願及び登録を導くものである。

（出典：Brodies LLP）

備考：EU 出願 No.015623631「BREXIT」（第 5,32,34 類）は 2017 年 8 月 25 日に公告され、異議申立期間は 2017 年 11 月 27 日までである。

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。